

受 験 資 格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成30年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの

(2) 昭和53年4月2日以降に出生した者（本県の国公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。）で3年以上の教職経験（期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。）を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和43年4月2日以降に出生した者）

なお、他の都道府県で国公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。

また、小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成29年4月1日から同年6月7日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が、1日以上任期を定めて、期限付又は臨時的に任用した職員（講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「期限付・臨時的任用職員」という。）で、かつ、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に通算して24月以上の期限付・臨時的任用職員の勤務経験を有するものについては、昭和43年4月2日以降に出生した者とする。

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者